

網走農業改良普及センターの普及活動方針（R6年度）

「協同農業普及事業実施に関する方針」、「協同農業普及事業実施要領」及び「第6期北海道農業・農村振興推進計画の方針」に基づき、農業者をはじめ多様な担い手や人材が活躍し、オホーツク管内の潜在力を発揮することで、国民全体の食、地域住民生活、経済を支える力強く魅力ある農業・農村の確立に向け取り組みます。そのために、地域農業者、関係機関・団体等と協働し、提案型普及活動を展開します。

1 普及センターの基本的な活動

オホーツク管内の農業において、「担い手の減少」「農業者の高齢化」「労働力不足」が叫ばれて久しく経ちます。この問題は土地利用型農業地帯であるオホーツク管内では、規模拡大を志向する農業者が多い中にはあって、各自治体における課題として具体的改善に着手している状況となっています。その中でも個別経営体での面積規模は上限に近づいており、後継者確保と育成においては、さらに対応を強化すべき時期となっています。多様な担い手を育むことが農業振興の命題であり、個別経営を活かしながらも経営手段としての法人化、協業化組織を組み合わせた経営体への移行を、選択肢として提案します。また、管内で活発に取り組まれている若手農業者や女性農業者による活動に対しても、引き続き支援を行います。

生産力は技術普及を通して向上していますが、直面する課題として低コスト化、省力化への取組が求められており、ICT農業等の導入を積極的に推進する必要があります。安全・安心で信頼される農産物供給は普遍な理念として啓発しつつ、論拠となるクリーン農業推進、生産工程記録をさらに進めることが必要です。また、安定供給できる産地づくりでは、基礎技術の徹底と栽培環境整備を重視しながら、今後とも生産技術普及に取り組みます。

また農業は農畜産物供給だけでなく、所得確保を目的とした高付加価値化が取り組まれているところです。管内では先進的起業農業者をはじめ、6次産業化を含めた試行段階も見られます。所得向上に向けてどのような高付加価値化の手段を講じるべきか、志向農業者との検討に着手し、更なる地域農業発展に向けた動機づけにも努めます。魅力ある農業地帯として外部からの来訪意欲を喚起する提案、支援活動を行います。

地域農業の展開において最も重要なのは、地元農業者が知恵を出し合い、それを農業者の具体的な行動力で進めることです。普及はその中に身を置きながら農業者、関係機関と協働意識を持ち、農業者の前向きな意識変革をもたらすために、広い視野で捉えた積極的な展開に向けた提案、活動支援、技術普及、結果検証を行います。

(1) 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

- ア 農業生産基盤の整備と農地の適切な利用を促進し、経営改善を意図した戦略的な技術の提案と定着を図る。
- イ 生産力の高位安定化に向けた生産技術の維持向上と、新たな技術の速やかな普及浸透に努める。
- ウ 所得向上と労力軽減に寄与する生産技術導入により、経営体の強化を推進する。また、ICT農業についてはスマート農業相談窓口を設置し、大規模、高齢化するオホーツク農業が導入を検討すべき手段のひとつとして情報を提供しながら、研修会開催、導入効果検証について、農業者との協議を通して推進を図る。
- エ 環境と調和した農業の推進により、安全・安心な食料の安定生産体制づくりを支援する。そのために、安全で無駄のない農業資材の利活用に向けた試験、実証、展示、情報収集に努め、成果の普及を図る。また、種々のクリーン農業認証やGAP認証、有機農業等も含めクリーン産地としての農業展開を推進する。
- オ 病害虫対策は研修会等により対策指導を実施する。また病害虫の薬剤抵抗性を確認しながら適正農薬の使用選択を行い、耕種的対応を組み合わせた技術普及を図る。
- カ 管内における新規発生の病虫害対応では広く情報収集を行い、対応処置に係る被害調査、試験実証、対策事例を精査しながら迅速的確な情報発信と現地指導を行う。

(2) 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

- ア 地域資源が豊富なオホーツク農業において、国内外への販路拡大を目指した地域ブランド力の向上や地域ぐるみの6次産業化の推進を図る。普及は各種研修会での情報収集、高付加価値化を志向する農業者への支援活動を行う。

イ 管内においては地元企業と連携した商品開発が実施されている。今後は個別の取組はもとより、地元農畜産物の利活用全般について、地元関係企業も含めた検討を支援する。生産現場においては加工ニーズに対応できる生産と体制整備を支援する。

ウ 農畜産物の移出産地であり、一部では輸出も実施している。各農業団体が主体となった生産基盤づくりを支援する。

(3) 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

ア 農業経営、地域農業を支える若手農業者、女性農業者や新規就農者等多様な人材の確保と育成に取り組む。併せて指導農業士・農業士の知識や創造力を生かした地域振興活動を支援する。また、新規就農者の受入先となる法人組織経営体の育成とともに、地域営農支援システムの確立等により、地域の多様な担い手を支援する。

イ 家族経営体や組織経営体の安定・発展に向け、これら経営体を支える地域農業支援組織の育成を強化し、安全で快適な営農環境づくりを推進する。

ウ 経営の高度化に対応した後継者育成が重要であり、農協青年部、目的集団、4Hクラブ等の組織では、課題解決力の向上を目的とした活動指導を行う。

エ 女性農業者が、生産や経営面をはじめ、様々な場面で活躍できる環境整備を、関係組織と連携して推進する。また、女性農業者への学習支援や女性グループのネットワーク活動を充実させ、活力ある農村づくりへの参画を支援する。さらに、家族経営協定締結等による役割の明確化を推進するとともに、広範な経営展開に資する活動を支援する。

(4) 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

ア 各学校との協働による食農教育や地元住民への農業理解に係る活動など、農業者や関係機関が取り組む活動を、連携を強化しながら引き続き支援する。また地元に愛される農畜産物生産のために、地産地消活動も支援する。

イ 農業における多面的機能を活用し、地域住民が一体となって創る活力ある農村づくりを推進し、農業、農村の魅力を発信する。また、直売所、ファームレストラン、農業体験等への取組では、志向農業者の把握、研修機会の設定、情報収集から試行、実践へのアプローチまでの支援を行う。

2 普及活動の展開方法

農業改良普及センターは対象及び課題を重点化し、その成果を波及させるよう取り組んでいます。このため、本所、5支所内11カ所に集落単位の重点地域を選定し、継続的・濃密的に課題解決を進めます。また、重点地域で実証した技術や改善事例、管内の優良事例などをホームページ等で情報発信を行います。農業改良普及センターに配置する農業革新支援専門員は、主任普及指導員が担い、技術普及課、北見農業試験場技術普及室と連携した活動を行います。

3 関係機関との連携

普及活動を効率・効果的に展開するために、関係機関の機能と役割に応じて、あらゆる場面で連携・協働を図ります。

(1) オホーツク総合振興局・試験研究機関との連携

オホーツク総合振興局独自事業と連携した普及活動を推進します。また、地域農業技術支援会議と連携し、緊急かつ重点的な課題の解決を図ります。

(2) 地域関係機関との連携

地域農業の支援機関である市町村、農協、オホーツク農協連等との連携により、地域の農業振興に係る課題や農業者のニーズを反映した普及課題を設定し、解決方法の合意形成と役割分担により普及活動を推進します。

また、農協や関係する組織間で技術交流や連携活動を積極的に行い、相互の人材育成と技術力の向上を図ります。

4 普及職員の資質向上

農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、北海道普及指導員研修実施要領及び網走農業改良普及センター人材育成基本方針に基づき、OJT、職場研修、職場外研修、専門部会活動を充実強化し、職員の資質向上を図ります。